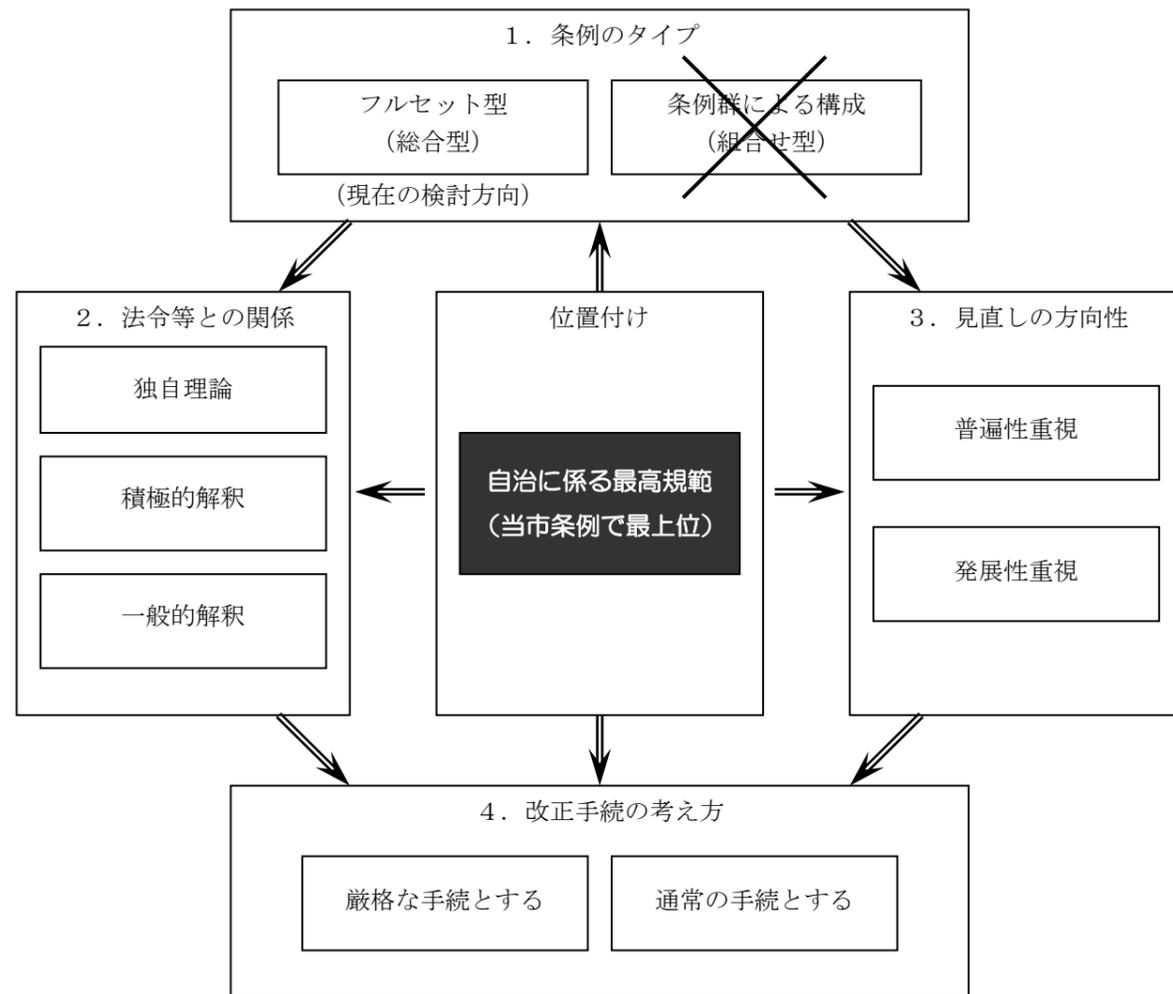


3. 目指すべき自治基本条例の姿について

■ 議論の目的

自治基本条例の制定目的及び最高規範性についての議論を踏まえ、市民会議（代表者会）として目指すべき自治基本条例の姿について市民会議（代表者会）の考え方を改めて整理する。

■ 自治基本条例の姿のイメージ



■ 議論のポイント

1. 条例のタイプ (確認)

市民がこの条例を見て、「自治に係る基本的な事項を一通り知ることができなければならない」という観点から「フルセット型（総合型）」条例の検討を進めてきた。

2. 法令等との関係

- 自治基本条例は、「自治」に係る「最高規範」であり、条例に規定した内容が、今後の市の法令等の解釈の指針としてよいか。
- これまでの代表者会の考え方は、「他の法令等に許容される範囲内で積極的な解釈を行っていく」というものであったが、これでよいか。

3. 見直しの方向性

自治基本条例の見直しについてはどのように考えるか。一般的な考え方は、以下のとおり。

- 「普遍性を重視」する考え方
 - 自治基本条例は「自治に係る普遍的価値」を規定するものであることから、「自治体の憲法」として原則、見直しは行わずに将来に受け継いでいくべきという考え方
- 「発展性を重視」する考え方
 - 国の地方分権改革が現在進行中であり、「自治」をめぐる状況は日々変化していくため、社会環境や自治への取り組み状況の変化に合わせて、自治基本条例の内容を検証し、見直しを行い「発展する条例」にすべきという考え方

4. 改正手続の考え方

- 「厳格な手続とする」場合と「通常の手続とする」場合について
 - 通常の条例よりも「厳格な手続とする」場合においては、その手続により、容易に改正が行われなくなるとともに、市民の関心や議論が深まることが期待される。一方、社会情勢の変化や進展に柔軟に対応しづらいという側面もある。
 - 「通常の手続とする」場合においては、社会情勢の変化や進展に柔軟に対応できる適応・吸収能力が高い一方、次々に姿を変えられてしまう可能性がある。
- 自治基本条例の改正と「解釈」について
 - 改正手続を厳格なものとした場合、条例の「解釈」の変更が頻繁に行われる可能性もあり、都合よく運用され、市民に見えにくい条例になってしまうことにならないか。
 - 条例を含めて法令の「解釈」は多少なりとも必要であるが、改正手続が厳格な場合は「自治基本条例」が、市民に親しまれる分かりやすいものであるために、頻繁に「解釈論」に陥ることにならないか。
- 他の自治基本条例の状況
 - 平成19年4月1日現在、全国で120以上の自治体が、まちづくりに関する条例を制定している。近年制定された他市の改正手続の事例については、資料7参照

以上の議論
を踏まえ

前頁の「自治基本条例の姿のイメージ」を確認する。